特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害児通所給付費等の支給に関する事務 基礎項目評 価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、障害児通所給付費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和5年3月31日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務						
②事務の概要	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務で利用する。 ①障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給等に関する事務 ②障害福祉サービスの提供及び費用の徴収に関する事務 ③公金受取口座情報に関する事務						
③システムの名称	障害者台帳管理システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル:	名 2						
障害者台帳管理システムファイ	(IL						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の8、10、11、12、16、56-2、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7、9、10、12、30条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	保健福祉部福祉支援課						
②所属長の役職名	福祉支援課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正▪利用停止請求						
請求先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 福祉支援課 障がい者福祉係 電話番号 093-244-1111(代表)						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 保健福祉部 福祉支援課 障がい者福祉係 電話番号 093-244-1111(代表)						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	i書の種類				
	項目評価:		番占 佰日:	≕無妻▽ノナ。	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 全項目評価書とび	全項目評価書
されている。	心(及)大川〜 -	20. CIG. (40 C 40)	主示切口	正順音入16.	主境ロ町岡首に630・C、クヘン	ノン。 大 〇ン 叶 小川 ツ・ロロ 主人
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	テムを通	じた入手を	除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステ.	ムを通じた提	【供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]	接続しない(入手)]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[〕内部監査	[] 外部監	<u></u> 査
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って2) 十分に行っている 3) ナ公に行っていない。	

変更簡所

	发 更箇 <u></u>							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉支援課長 藤田 宜久	福祉支援課長 亀井 誠	事後				
平成31年4月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ② 所属長の役職名	福祉支援課長 亀井 誠	福祉支援課長	事後	新様式に対応			
平成31年4月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象者数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	新様式に対応			
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策	_	Ⅳリスク対策を追加	事後	新様式に対応			
令和5年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	所医療質、障害児相談又接続的質、特例障害 児相談支援給付費の支給等に関する事務 ②陰実短がサービスの提供及び専用の微照に	児童福祉法による障害児通所給付費等の支給に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務で利用する。 ・の障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所係債費、時体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給等に関する事務 ②障害福祉サービスの提供及び費用の徴収に関する事務 ③公金受取口座情報に関する事務	事後				
令和5年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2、16、56-2、116の項	番号法第19条第8号 別表第二の8、10、1 1、12、16、56-2、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第7、9、10、12、30条	事後				
令和5年1月31日	II しきい値判断項目 1.対象者数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	再評価の実施によるもの			